

●香川県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年6月14日から同年7月5日まで一般の縦覧に供する。

平成25年6月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 綾川府中線（184号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
綾歌郡綾川町滝宮字宮ノ北122番 43地先から 綾歌郡綾川町滝宮字松崎下2444番 4地先まで	12.0~19.5	202	平成17年香川県告示第 40号で変更した区域の 一部

- 4 供用開始の期日 平成25年6月14日